

公益社団法人

館山法人会報

▶ TATEYAMA HO-JIN KAIHOU ◀

安房國一之宮 安房神社 旧官幣大社

法人会の「理念」

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し 地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である

超金運アップのパワースポット
日本三大金運神社として知られている



御神木



2017年
当地鎮座 1300年を祝う

祖神を偲ぶ天富命



9月中旬 国司祭



桜の名所

主な内容

- 新年のごあいさつ • 確定申告のお知らせ
- 第35回法人会全国大会鳥取大会 • 平成31年度税制改正に関する提言
- 税を考える週間行事・納税表彰式 • 支部ゼミ懇談会
- 理事会・委員会・部会の動き • 全国青年の集い報告 • 消費税の軽減税率制度
- 法人の事業税・法人県民税のお知らせ • 法人会の動き
- 女性部会視察研修報告 • 健康コーナー エコノミー症候群の発症
- 新会員紹介 • 税務街頭広報 • 社会貢献事業 • 編集後記

VOL.117

2019.1.15
平成31年

 (公社)館山法人会員証

←法人税確定申告書提出の会員の方は、このシールを切り取り決算書の別表右下欄に貼付して提出して下さい。

謹賀新年

新春を迎え、会員皆様のご繁栄、ご健勝をお祈り申し上げます。国全体としては、景気「いざなぎ超え」と言われておりますが、景気拡大の実感は乏しく、中小企業には行き届いていない状況であります。政府は、新年度予算において、当初予算としては初めて100兆円を超え、最大の課題である少子化対策や消費税増税に備えた景気対策費などを盛り込むと共に、社会保障費や防衛費も過去最大ということであり、そして本年は五月に、皇位継承が行われ、平成から新時代へと、歴史の大きな転換点を迎えます。節目の年ともいえる今年こそ、国の安全保障の整備と共に、景気回復の暖かい風が地方に届くことを願うものです。この一年が、会員企業の皆様にとって将来に向け明るい展望が開ける年になりますようお祈り申し上げます。館山法人会は、引き続き公益法人として、法人会の理念のもと、税務行政の推進、地域の振興、地域社会への貢献に努めて参りたいと存じます。本年もご指導ご支援をお願い申し上げます。

平成三十一年 元旦



公益社団法人 館山法人会
会長 本間 亨

新年明けましておめでとーうございませす

公益社団法人館山法人会員の皆様には、お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。本間会長をはじめ役員並びに会員の皆様には、平素より税務行政について深いご理解と多大なるご協力を賜り、お陰さまで事務運営も円滑に推移しました。改めて厚く御礼申し上げます。本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。昨年中は、若潮マラソンにおける炊き出しなどに代表される社会貢献活動のほか、南房総市産業まつりでの税金クイズ、租税教室や税の絵がきコンクールなどの租税教育活動、その他支部ゼミ懇談会や各支部会における研修会の開催等、税知識の普及や納税意識の高揚に貢献していただきました。このような様々な活動が実施できたことは、ひとよえに、会員の皆様方の法人会活動に対するご熱意と連続と続くよき伝統の賜物です。貴会の活動に改めまして深く敬意を表する次第です。さて、私どもは、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」を推し進めることにより、信頼される税務行政の確立に取り組みを参ります。館山法人会の皆様には、今後とも税務行政の良き理解者として、e・Taxの普及やe・Tax利用の簡便化の利用促進、消費税軽減税率制度の周知等に対しまして、ご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。会員の皆様のご多幸と益々のご繁栄を心から祈念いたしました。新年のご挨拶とさせていただきます。

平成三十一年 元旦



館山税務署長 柿 蘭 俊 一

謹んで新春の寿をお慶び申し上げます

平成 31 年 元旦

公益社団法人 館山法人会

名誉会長	本間 明	常任理事	石田 安一	常任理事	吉本 晃	常任理事	谷 昭一	常任理事	望月 昇
相談役	平田 哲平	"	綱嶋 茂信	"	吉田 政紀	"	本橋 亮一	"	川名 陽一
会長	本間 亨	"	辻 貞夫	"	根本 幹夫	"	角田 眞一郎	"	古宮 眞一子
副会長	鈴木 義康	"	友野 修	"	平田 英雄	"	村井 智博	"	湯澤 栄樹
"	刈込 浩一	"	末吉 一夫	"	石渡 和男	"	早川 光樹	"	柴田 栄樹
"	平野 好正	"	川名 光俊	"	飯田 彰一	"	小川 玉江	"	高梨 潔
"	秋山 準治	"	早川 金光	"	手塚 節	"	日暮 靖	監 事	服部 守彦
常任理事	宮沢 治海	"	清宮 和子	"	田原 智之	"	栗原 保博	"	池田 亮惇
"	柴田 絹代	"	島田 誠一	"	濱島 修	"	安田 三喜夫	"	鈴木 弘明

館山税務署

署 長	柿 蘭 俊 一
総 務 課 長	松 元 修 一
法人課税第1部 門官	明 石 守 雄
法人課税第2部 門官	春 田 繁 昭
法人課税第1部 門官	近 佳 彦

管理運営第1部 門官	多 田 茂 雄
管理運営第2部 門官	島 村 隆 夫
徴 収 部 門官	山 下 睦 巳
個人課税第1部 門官	元 川 猛 志
個人課税第2部 門官	山 本 進
資 産 課 税 部 門官	平 野 浩 之

千葉県税理士会館山支部

支 部 長	田 村 健 一
副 支 部 長	川 名 敏 昭
"	外 谷 勝 視
総務部長(兼任)	葛 西 博

申告書は、国税庁ホームページで作成できます！

◎平成30年分の申告期間は次のとおりです。

所得税及び復興特別所得税 平成31年2月16日（土）～同年3月15日（金）

贈与税 平成31年2月1日（金）～同年3月15日（金）

個人事業者の消費税及び地方消費税 平成31年1月4日（金）～同年4月1日（月）

☆税務署での申告のご相談、ご提出の受付は平成31年2月18日（月）からとなります。
なお、ご相談の受付時間は9：00～16：00となります。

申告書はe-Tax(国税電子申告・納税システム)による送信や郵便又は信書便による送付のほか、税務署の時間外文書収受箱への投函でも提出できます。

なお、税務署の收受日付印(受付印)のある確定申告書等の「控え」が必要な場合は、複写により作成(複写によらない場合は、ボールペン等で記載)した申告書のほか、所要額の切手を貼った返信用封筒(返信先の記入をお願いします。)を同封してください。

納税には振替納税をご利用ください

～平成30年分の確定申告分の振替納付日は次のとおりです～

◎平成30年分の所得税及び復興特別所得税 平成31年4月22日（月）

◎平成30年分の個人事業者の消費税及び地方消費税 平成31年4月24日（水）

※ 新規に利用される方は、所得税及び復興特別所得税は平成31年3月15日（金）まで、個人事業者の消費税及び地方消費税は平成31年4月1日（月）までに振替依頼書の提出をお願いします。

※ 贈与税につきましては、振替納税は行っておりません。

・振替納税以外の納付方法

電子納税	自宅やオフィス等からインターネット等を利用して納付できます。
クレジットカード納付	インターネットを利用して専用の Web 画面から納付できます。
QRコードによるコンビニエンスストア納付	ご自宅などで、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」やコンビニ納付用QRコード作成専用画面から納付に必要な情報をQRコードとして作成（印刷）し、コンビニエンスストアで納付できます。 ※納付できる金額は、30万円以下となります。 ※QRコードは、(株)デンソーウェブの登録商標です。
窓口納付	現金に納付書を添えて、納期限（平成31年3月15日（金））までに金融機関（日本銀行歳入代理店）又は所轄税務署で納付してください。



医療控除を受けるための手続きが変わりました！

◎平成29年度分の確定申告分から、領収書の提出の代わりに

医療費控除の明細書の添付が必要となりました。

(領収書の提出は不要となりました。)

- ※1 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。
(税務署から求められたときは(提示又は提出しなければなりません))
 - ※2 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。
(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)
- (注) 平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

平成31年度

税制改正

スローガン

◎財政健全化は国家的課題。
目標の早期達成に向けて
全力を！

◎少子高齢化の急速な進行は
不可避。
社会構造変化に対応した社
会保障制度の確立を！

◎中小企業向け税制措置を拡
充し、真の経済再生を！

◎中小企業は雇用の担い手。
事業承継税制の改革は地方
活性化のためにも重要！

第35回 法人会全国大会鳥取大会

10月11日 とりぎん文化会館 2000余名が参加



第1部 記念講演

「大山どりの奇跡」
～35歳 どん底からの挑戦～

講師

(株) 大山どり
代表取締役 島原 道範氏

第2部 大会式典

平成31年度税制改正提言の報告
青年部会による租税教育活動の報告・大会宣言ほか

第3部 懇親会

法人会では毎年開催される全国大会で会員企業の役に立つ「税に関する提言」を発表し、周知を行うとともに国・地方自治体等に提言活動を行っています。

平成31年度 税制改正に関する提言 (要約)

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

政府は、プライマリーバランス黒字化目標の達成時期を2025年度に大幅延期したが、2022年から団塊の世代が75歳の後期高齢者に入り始めることなどを考えれば、それまでに黒字化を達成しておくことが極めて重要になる。

- (1) 2019年10月の消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の経済環境整備は必要であるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。
- (2) 政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円（社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円）程度に抑制する目安を示し、達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。
- (3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

- (4) 消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。
- (5) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には、市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

社会保障給付費は公費と保険料で構成されている。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないと持続可能な社会保障制度は構築できない。

社会保障の基本的あり方では、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。その意味で、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平性を原則とする必要がある。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付のあり方を見直す。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず腕から始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。にもかかわらず、政府・議会ともに国民の信頼を裏切るような事態に陥っているのは残念でならない。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

消費税率10%への引き上げと同時に軽減税率が導入されることになっているが、これは事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明したい。

- (1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
なお、消費税率引き上げによる駆け込み需要と反動減による景気変動を抑制するための方策として、「消費税還元セール」等の表示を可能とすることが政府で検討されている。これは消費税の適正な転嫁に関わるだけでなく、中小企業に対して本体価格の引き下げを要求されかねない等、影響も大きいことから慎重な検討を求める。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (3) 軽減税率制度を導入するのであれば、国は国民や事業者に対して制度の周知を行い、混乱が生じないよう努める必要がある。また、システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

5. マイナンバー制度について

6. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっており、依然として我が国の水準は高い。このため、国際競争力の強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を見極めつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置（平成31年3月31日まで）ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2) 租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないも

のは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成31年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
なお、中小企業投資促進税制の上乗せ措置として平成29年度に改組された中小企業経営強化税制について、事業年度末が迫った申請の認定に当たっては弾力的に対処すること、及び適用期限（平成31年3月31日まで）を延長すること。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。今年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設
我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。
 - ①猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
 - ②国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、5年以内に「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

Ⅲ. 地方のあり方

国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方の活性化にとっても極めて重要である。ただ、その際に不可欠なことは地方の自立・自助の精神であることを改めて強調しておきたい。地方創生戦略もこれを基本理念とすべきである。

「ふるさと納税制度」にみられる返礼品競争のような手法は、あまりに安直であり真の地方活性化にはつながらない。さすがに総務省も昨年4月、返礼品の送付について一定の基準を設けたが、そもそも住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要である。

地方交付税は国が地方の財源不足を保障する機能を有していることから、地方の財政規律を歪めているとの指摘が多く、その改革は「骨太の方針」でも求められてきた経緯がある。地方は国に頼るだけでなく、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していく必要がある。

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。
- (2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ. 震災復興

東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～32年度）」も3年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、

適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

また、熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興の実現等に向けて早急に取り組みねばならない。

V. その他

1. 納税環境の整備

2. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

法人税関係

(1) 役員給与の損金算入の拡充

① 役員給与は原則損金算入とすべき

② 同族会社も利益連動給与の損金算入を認めるべき

(2) 公益法人課税

所得税関係

(1) 所得税のあり方

① 基幹税としての財源調達機能の回復

基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。

② 各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。

③ 個人住民税の均等割

地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

(2) 少子化対策

相続税・贈与税関係

(1) 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。

(2) 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。

① 贈与税の基礎控除を引き上げる。

② 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

① 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

② 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。

③ 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、将来的には廃止も検討すべきである。

④ 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。

⑤ 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

(2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

(3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

なお、平成36年度から森林環境税の課税が開始される予定であるが、現在、各府県で導入している森林環境等を目的とした超過課税と二重課税とならないよう配慮するとともに、真に必要な事業に用途を限定すべきである。

(4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

その他

(1) 配当に対する二重課税の見直し

(2) 電子申告

おめでとうございます

税を考える週間行事

平成30年度納税表彰式

納税功勞で個人10名、2団体が受賞

租税教育で

小学生の税に関する書写作品表彰

管内27校2,091人が応募

表彰作品は館山駅市民ギャラリーで展示

中学生の「税についての作文」表彰

最優秀作品を朗読

宮澤常任理事 国税庁長官表彰を披露

税を考える週間の主要行事、「平成30年度納税表彰式」が館山税務署をはじめとする9団体共催により、11月13日千葉県管内市町・警察署、税理士会・経済団体ほか多くの来賓を迎え、夕日海岸昇鶴で行われました。

表彰式では、館山税務署長から長年にわたる納税功勞が評価され、個人10名と2団体に表彰状及び感謝状が贈られました。

このあと、納税功勞で国税庁長官表彰を受けられた本会理事宮澤治海氏、東京国税局長表彰を受けられた西川館山青色申告会会長及び南房総市三幣教育長の御披露が行われました。

次いで、租税教育関連の表彰として、「小学生の税に関する書写作品」や館山税務署管内納税貯蓄組合連合会主催の「中学生による税についての作文」や国税庁が主催の「税に関する高校生の作文」について、優秀者に表彰状と記念品が贈られ、最後に中学生及び高校生による税をテーマにした作文の優秀作品の朗読が行われました。

終了後、お互いの理解を深める懇親会を行い終了しました。

中学生の「税についての作文」

『税とくらし』

東京国税局管内納税貯蓄組合連合会 優秀賞

南房総市立白浜中学校

第三学年 義道 希歩

私が通う白浜中学校は、今年統合五十周年を迎えます。学校では、記念行事が計画され準備をしています。そんなことから、家族で学校生活の思い出話が始まりました。我が家では父と二人の姉が白浜中の卒業生です。父や姉が通った頃は、校舎とグラウンドは反対の場所にあります。

ていました。例えば、車いすの方のために段差や段があるところには緩やかなスロープがあったり、目の不自由な方のために階段の手すりや足元に点字ブロックがあつたりします。いろいろな場面や人々にやさしいつくりが、たくさんあります。

教室前には庭があり姉たちはクラスでバーベキューをしたこともあるそうです。父はテニスコートが好きだったそうです。校舎にはたくさん思い出が詰まっています。今、私が通っている校舎は九年前に建て替えられたものでまだ新しい建物です。私は、校舎の中央にある中庭が大好きです。教室移動の時に、空を見上げることが出来る素敵な空間です。いい校舎が出来たなあ、と思いました。

このような、素敵な校舎を造るには大きな費用がかかります。その費用はどこでまかなうのでしょうか。それは税金です。

先日、学校で租税教室がありました。そこで、税がなければ学校には通えないという話を思い出しました。税がなければ学校はできません。例えばたとしても、危険な場所を修復したり役立つものを造ったりすることはできないのです。

そう考えると、私たちの学校には便利で、誰もが気持ちよく使える工夫がたくさんあります。そして、いつでも危険が無いように、みんなが安全に元気に暮らせるように工夫されています。

思い出話から、校舎のつくりについても、話しが進みました。新しい校舎は災害対策やバリアフリーの視点からも考え造られ

ています。これらが全て、税金のおかげでできているとわかる。税金の大切さを強く感じました。

今まで私は、税金なんてただ多くのお金を払っただけで何だか損をしているような気分でした。しかし、その税金で、私たちの大切な学校ができています。それは、父や姉が通った頃と同じです。税金のおかげで、学校へ通い何年もたった今でも、心に大切な思い出を残してくれているのです。

今、私が納めているのは消費税です。しかし、大人になるにつれ色々な税金を納めるようになります。そのために、これから税の種類、使われ方などを学び、しっかりと納められるようになりたいと思いました。

私たちが普段、利用しているものは税があるからこそで、豊かな生活がおくれているのだと思います。それはたくさんの方が税を納めてくださっているからです。私は、これからは、感謝の気持ちを持ちながら、納税の義務を果たしていく大人になりたいと思います。

受賞者名簿

館山税務署長表彰

(税務功勞)

石井 幹雄
(館山間税会 副会長)

宇津木政嗣
(一般社団法人館山青色申告会 理事)

手塚 節
(公益社団法人館山法人会 常任理事)

吉川 進
(一般社団法人館山青色申告会 常任理事)

(租税教育関係者)

富永 安男
(鋸南町教育長)

館山税務署長感謝状

(税務功勞)

秋元 政一
(一般社団法人館山青色申告会 理事)

石井 利明
(一般社団法人館山青色申告会 青年部長)

角田眞一郎
(公益社団法人館山法人会 常任理事)

宮本 昌良
(一般社団法人館山青色申告会 監事)

望月 昇
(公益社団法人館山法人会 常任理事)

湯澤 宏子
(公益社団法人館山法人会 常任理事)

(租税教育推進校)
鋸南町立鋸南小学校

☆ご披露

国税庁長官表彰

宮澤 治海
(館山間税会 会長)

東京国税局長表彰

西川 和広
(一般社団法人館山青色申告会 会長)

三幣 貞夫
(南房総市教育長)

小学生の「税に関する書写作品」表彰

主催 館山税務署
公益社団法人館山法人会
一般社団法人館山青色申告会

【最優秀賞】

田邊 美希 館山市立西岬小学校 (1年)

吉野 汐織 鴨川市立東条小学校 (2年)

大胡 翔愛 鋸南町立鋸南小学校 (3年)

余湖萌々子 館山市立館山小学校 (4年)

鈴木 俊祐 南房総市立富浦小学校 (5年)

池田 希帆 館山市立九重小学校 (6年)

中学生の「税についての作文」表彰

主催 全国納税貯蓄組合連合会
館山税務署管内納税貯蓄組合連合会
国税庁

【東京国税局管内 納税貯蓄組合連合会 優秀賞】

義道 希歩 南房総市立白浜中学校 (3年)

【千葉県納税貯蓄組合 総連合会 会長賞】

畠山 桃子 鴨川市立鴨川中学校 (3年)

【館山税務署管内 納税貯蓄組合連合会 会長賞】

榎本 茉紘 鴨川市立鴨川中学校 (3年)

鎌田璃李夏 鴨川市立鴨川中学校 (3年)

【館山税務署長賞】

川間 直哉 館山市立第一中学校 (3年)

久野 克之 鴨川市立安房東中学校 (3年)

【千葉県館山県税事務所長賞】

桂 健士 館山市立第一中学校 (1年)

【一般社団法人 館山青色申告会 会長賞】

松永 夢 南房総市立千倉中学校 (3年)

【公益社団法人 館山法人会 会長賞】

秋山 美月 館山市立第三中学校 (3年)

【市町長賞】

館山市長賞

重田 樹杏 館山市立第三中学校 (3年)

棚橋 翼 館山市立第二中学校 (3年)

吉井菜美子 館山市立第三中学校 (3年)

鴨川市長賞

大場 礼瑛 鴨川市立鴨川中学校 (3年)

小泉 凜華 鴨川市立長狭中学校 (3年)

花戸 悠華 鴨川市立鴨川中学校 (3年)

南房総市長賞

小柴龍之介 南房総市立富浦中学校 (3年)

佐復みなみ 南房総市立千倉中学校 (3年)

村上 宙 南房総市立三芳中学校 (3年)

鋸南町長賞

鱸居 愛加 鋸南町立鋸南中学校 (3年)

「税に関する高校生の作文」表彰

主催 国税庁

【館山税務署長賞】

高山 紗希 千葉県立安房高等学校 (3年)

平成30年度 納税表彰式



署長表彰受賞者



【最優秀賞】

池田 希帆
館山市立九重小学校
(6年)



【最優秀賞】

鈴木 俊祐
南房総市立富浦小学校
(5年)



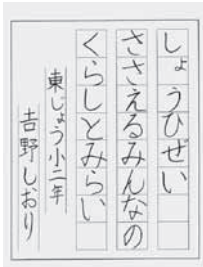
【最優秀賞】

余湖萌々子
館山市立館山小学校
(4年)



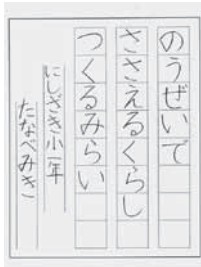
【最優秀賞】

大胡 翔愛
鋸南町立鋸南小学校
(3年)



【最優秀賞】

吉野 汐織
鴨川市立東条小学校
(2年)



【最優秀賞】

田邊 美希
館山市立西岬小学校
(1年)

支部ゼミ懇談会

税務研修「査察制度の概要」

「消費税の軽減税率」

便利なe-Taxの利用拡大へ

20支部7会場で

秋の主要行事「支部ゼミ懇談会」が、今年も館山税務署の協力を得て、20支部7会場で開かれ、延べ227名が参加しました。

概要 講師は柿園署長 国税局査察部門に17年間在籍し映画「マルサの女」で津川雅彦が演じた査察部統括官としての経験談を披露。

担当地区支部長のあいさつに続き、柿園署長がe-Taxの利用拡大や来年10月から行われる消費税の引き上げとそれに伴う軽減税率のスムーズな移行に理解を求めながら挨拶。

研修会に入り「査察制度の

概要 講師は柿園署長 国税局査察部門に17年間在籍し映画「マルサの女」で津川雅彦が演じた査察部統括官としての経験談を披露。実際に担当した事案、架空の外注費や人件費の計上などの脱税事件などの例を引きながら説明、一罰百戒の効果を通じて申告納税制度を守る最後の砦としての査察制度の目的と実際に担当した職員として自負をのぞかせながら解説

支部ゼミ懇談会 会議次第

- 開 会
- 支部長あいさつ
- 柿園税務署長あいさつ
- 税務署職員の紹介
- 税務研修会 講師
柿園俊一税務署長
明石守雄法1統括官
近 佳彦法1調査官
- 法人会の福利厚生事業について
- 事務局からの連絡事項について
- 閉 会
終了後 税務署幹部を交えて意見交換会



支部ゼミ懇談会

また27年前と現在の財政状況を比較

税収は58兆円とほぼ変わらないのに社会保障費が11兆円から3倍にあたる32兆円越えになっている。現在の現状と問題点を人口ピラミッドの変化予測などを交え解説

続いて明石統括官が、昨年に引き続き「消費税軽減税率制度」の解説

軽減税率の対象となる飲食料品の範囲と飲食料品オロナミンと医薬部外品リポビタンとの違いやケータリングの場合など。

帳簿及び請求書等の記載と保存について、区分請求書等と区分經理の具体的な説明や帳簿と請求書の記載例。

●10月24日(水)
長須賀支部

支部長 本橋 亮一
参加者 18名

●10月25日(木)

鴨川中央・南北・江見・長狭・天津小湊支部
支部長 亀田総合病院Kタワー

支部長 島田誠一・田原智之
網嶋茂信・谷 昭一
根本幹夫・齋藤守彦
参加者 69名

●11月6日(火)

北条第1・第2・第3支部
法青会館
支部長 望月 昇
川名 光俊
石渡 和男
参加者 43名

●11月7日(水)

和田・白浜・千倉・丸山支部
銀鱗荘ことぶき
支部長 辻 貞夫・飯田彰一
早川光樹・栗原保博
参加者 34名

●11月16日(金)

那古船形三芳・富浦支部
支部長 レストラん京や
高梨 潔
参加者24名

●11月27日(火)

保田・富山・勝山支部
支部長 鋸南町商工会
手塚 節
吉本 晃
石田 安一
参加者 22名

●11月28日(水)

館山支部
支部長 旅館大浜 吉田 政紀
参加者 17名

軽減税率(複数税率)制度に対応するためのレジや受発注システムの改修等に関する補助金の解説などきめ細かに説明していただきました。続いて近調査官による軽減税率制度クイズで、税務研修を終了しました。

研修会に続いては、法人会と提携している保険各社による各種保険の内容説明、事務局からの資料の説明や会員増

強のお願い等連絡事項のあと、例年どおり、税務署幹部を囲んでの懇親会を行い散会しました。

講師の皆さんありがとうございました。各支部の役員・会員の皆さんご苦勞様でした。

研修資料「よくわかる消費税軽減税率制度」のパンフレットの余部あります。ご希望の方は事務局まで

理事会

委員会

部会

の動き

理事会

◎第2回理事会

9月6日(木)

- ・鴨川ユニバースホテルにて
- ・平成30年度事業の執行状況について
- ・会員増強運動の実施について
- ・支部ゼミ懇談会の開催について
- ・その他



第2回理事会 9月6日

出席者 31名

◎法人会福利厚生制度推進連絡協議会
9月6日開催の理事会開催前、法人会と提携している保険会社3社(大同生命保険・AIG損害保険・アフラック)と各種保険の内容や加入状況の説

総務委員会

◎第1回総務委員会

8月29日(水) 法人会事務局にて

- ・社会貢献事業についてほか

◎第2回総務委員会

1月10日(木)

- ・法人会事務局にて
- ・地域社会への貢献事業について(若潮マラソン会場での税啓発活動)

出席者 6名

出席者 7名



総務委員会 8月29日

明など、福利厚生事業の推進について協議
終了後意見交換会
出席者 36名

広報委員会

◎第2回広報委員会

11月16日(金)

法人会事務局にて

・会報第117号編集会議

掲載記事等編集内容について協議

出席者 8名



広報委員会 11月16日

税制委員会

「平成31年度税制改正提言事項」の
地元国会議員および地方自治体に対する
要望活動

11月6日(火)

要望先

国会議員 浜田靖一氏

青年部会

◎役員会(支部長以上)

8月29日(水) 法青会館会議室にて

・今後の行事予定について

・その他

出席者 9名

◎部会例会

10月9日(火) 法青会館

・今後の行事について

・その他

・税務研修会

「査察制度の概要」

講師 柿園俊一館山税務署長

終了後意見交換会

出席者 21名



青年部会 10月9日

◎県青年部会連協親睦ゴルフコンペ

10月26日(木)

森永高滝カントリー倶楽部

参加者 4名

◎「第32回法人会全国青年の集い」

岐阜大会

11月8日(木)・9日(金)

岐阜グランドホテル

長良川国際会議場

・租税教育活動プレゼンテーション

・部長長サミット・円卓会議

テーマ「租税教育活動」

大会式典

記念講演

「今私たちができること」

「未来のために」

講師 紺野美沙子氏

・懇親会

参加者 3名

◎税金クイズの実施

11月25日(日)

南房総市産業まつり会場(千倉町)

クイズ参加者約500名

参加者 11名

女性部会

◎役員会(幹事以上)

8月29日(火)

法青会館会議室にて

・社会貢献事業(若潮マラソン)について

・会員増強についてほか

・税務研修会

「査察制度の概要」

講師 柿菌俊一館山税務署長

出席者 32名

◎視察研修

10月2日(火)

国立印刷局、NHK放送博物館、

とうふ屋うかいほか 東京都

参加者 36名

◎役員会(幹事以上)

12月10日(木)

銀鱗荘ことぶきにて

・地域社会への貢献事業について

・絵はがきコンクールの実施について

ほか

・税務研修会

「お酒の話・酒税」

講師 明石法人第1統括官

終了後意見交換会

出席者 36名



女性部会 12月10日

源泉研究部会

◎第2回租税研修会

10月26日(金)

館山シーサイドホテルにて

・「年末調整」について

講師 明石法人第1統括官

島村管理運営2統括官

三浦法人第1事務官

終了後意見交換会

出席者 18名



源泉研究部会 10月26日

今年も絵はがきコンクール実施

女性部会が租税教育活動

第4回 **税に関する** 大募集!

絵はがきコンクール

税金は毎日の生活の中でどのように役立っているのか
 ということを小学生のみなさんに知っていただき、
 理解と関心を深めていただくために実施いたします。

1月11日 鋸南小学校 6年生対象

1月16日 千倉小学校 6年生対象

消費税期限内納付 推進運動実施中!



消費税の期限内
納付を忘れずに。

法人会

消費税には
申告・納付期限^(※1)が
あります。

申告・納付には
e-Taxが
利用できます。

個人事業者の方は
振替納税も
利用できます。

- ◆消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- ◆基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※2)。
- ◆期限を過ぎると延滞税がかかります。
- ◆確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※4)

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヶ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
 ※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
 ※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
 ※4 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。



未来を切り開く先駆けとなれ ～「天下布武」発信の地岐阜から～



■大会シンボルマーク

企業と社会の健全な発展を目指す法人会青年部会議が、織田信長のような既成概念にとらわれない発想力と、それを
実現する行動力でリーダーシップを発揮する姿を表現しています。中央には、岐阜駅のシンボル、「黄金の織田信長公像」
をモデルにした凛々しい立ち姿のシルエットを捉え、背景には、信長が「天下布武」を掲げ、天下統一の拠点とした岐阜城
と金華山を配置しています。また、清流長良川の清き流れを「青色」で表現しました。

毎年開催される全国青年の集いが本
年度は第32回大会として岐阜の地で11
月8・9日の日程で開催されました。
私は本年度も（一社）千葉県法人会
連合会青年部連絡協議会会長として、（公
社）全国法人会総連合青年部会連絡協議
会理事会よりの出席となりました。会議
後、全国の青年部会長を審査員とし、全
国各地から選ばれた12の単会青年部
による租税教育活動プレゼンテーショ
ンが行われ、真剣に審査が行われました。
その後、部会長ウエルカムパーティー
が開催され、岐阜らしく薬膳料理や地
酒が振舞われ、約450人の全国単会
の青年部会長たちが交流を深める素晴
らしい時間となりました。大会2日目
は、午前9時より部会長サミットが開
催されました。本年度のテーマは、「未
来を切り開く先駆けとなれ」財政健全
化のための健康経営推進」をテーマに、
未来の子供たちのために現役世代とし



青年部会長
柴田 栄樹

第32回 法人会全国青年の集い 岐阜大会

部会長サミット円卓会議 テーマ 「財政健全化のための健康経営推進」

岐阜グランドホテル 長良川国際会議場他

て何ができるか、について熱い議論を交
わしました。その後大会式典において租
税教育活動プレゼンテーションの審査結
果発表があり、小学校での租税教室で宿
題として持ち帰った「税の使いみちシー
ト」を家庭で親と完成させ、応募のあつ
た750作品からグランプリを決定する
石川県・金沢法人会の『税の使いみち総
選挙2018』つながる租税活動』が最
優秀賞を受賞。北海道・札幌中法人会
の『租税教育の世代間伝播〜親から子へ、
高校生から小学生・中学生へ』、熊本県・
阿蘇法人会の『租税キャンプIN古代の
里キャンプ場』が優秀賞を受賞しました。
その後、紺野美沙子さんの記念講演があ
りました。紺野さんはテレビ・映画・舞
台で活躍する一方、1998年、国連開
発計画親善大使の任命を受け、カンボジ
ア・パレスチナ・タンザニア・東ティモ
ル他、アジア・アフリカの各国を視察する
など、国際協力の分野でも活動中で、自身
が訪問した国の状況などを話しました。
その後の大懇親会では、郷土料理や地
酒を堪能し、美川憲一さんが登壇し「柳
ヶ瀬ブルース」など、数曲を披露、約
1000名程の参加者が大いに盛り上が

大会スケジュール

- ◎租税教育活動プレゼンテーション
- ◎部会長サミット・租税教育活動の
推進と社会保障制度の構築
- ◎記念講演
「今私たちにできること
～みらいのために～」
女優 紺野美沙子氏
- ◎大会式典
- ◎懇親会
- ◎物産展
- ◎租税教育活動パネル展示

りました。
今回参加させていただき、多くの全
国で活動する仲間と出会い、それぞ
れの活動を知る良い機会となりました。
今後は今回の学びを活かし、青年部活
動の活性化、館山法人会の発展に繋げ
ていければと感じました。



円卓会議

消費税の軽減税率制度に関するお知らせ

I 平成31年(2019年)10月1日前後の消費税率等の適用について

31年施行日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等並びに31年施行日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物(以下「課税仕入れ等」といいます。)に係る消費税及び地方消費税については、経過措置が適用されるものを除き、10%(軽減対象資産の譲渡等については、8%)の税率(以下「新税率」といいます。)が適用され、平成26年4月1日から31年施行日の前日(平成31年(2019年)9月30日)までの間に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び課税仕入れ等に係る消費税及び地方消費税については、旧税率(8%)が適用されることとなります。

したがって、31年施行日の前日までに締結した契約に基づき行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等であっても、31年施行日以後に行われるものは、経過措置が適用されるものを除き、当該資産の譲渡等及び課税仕入れ等について、新税率が適用されることとなります。

II 経過措置の概要について

31年施行日以後に事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れであっても、経過措置が適用されるものについては、旧税率(8%)が適用されることとなります。

※ 経過措置について、詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページに掲載している「平成31年(2019年)10月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A」をご覧ください。

III 31年施行日前後の取引に係る税率の適用関係等

31年施行日の前日までに締結した契約に基づき行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等であっても、31年施行日以後に行われるものは、経過措置が適用される場合を除き、当該資産の譲渡等及び課税仕入れ等について31年新消費税法が適用されることとなります(31年経過措置通達2)。

31年施行日以後の取引については、原則として、31年新消費税法(新税率)が適用されることとなりますが、こうした原則を厳格に適用することが明らかに困難と認められる取引については、経過措置が設けられており、旧税率(8%)を適用することとされています(改正法附則16ほか)。

Q&A

Q 経過措置が適用される取引は、必ず経過措置を適用しなければなりませんか。

A 経過措置の各規定により、旧税率(8%)が適用される31年施行日以後に事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れについては、必ず経過措置を適用することとなります。

例えば、電気料金等の税率等に関する経過措置の適用を受ける電気料金について、新税率(10%)により仕入税額控除を行うことはできません。

内容	適用関係		
<p>① 旅客運賃等</p> <p>31年施行日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、26年施行日（平成26年4月1日）から31年施行日の前日までの間に領収しているもの</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">26年施行日 (H26.4.1)</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">31年施行日 (H31.10.1)</div>	<p style="text-align: center;">対価受領</p> <p style="text-align: center;">■</p> <p style="text-align: right;">入場等</p> <p style="text-align: right;">▲</p>
<p>② 電気料金等</p> <p>継続供給契約に基づき、31年施行日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話、灯油に係る料金等で、31年施行日から平成31年（2019年）10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの</p>	<p style="text-align: center;">継続供給</p> <p style="text-align: center;">▲</p>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">H31.10.31</div> <p style="text-align: center;">権利確定</p> <p style="text-align: center;">■</p>
<p>③ 請負工事等</p> <p>26年指定日（平成25年10月1日）から31年指定日（平成31年（2019年）4月1日）の前日までの間に締結した工事（製造を含みます。）に係る請負契約（一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます。）に基づき、31年施行日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">26年指定日 (H25.10.1)</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">31年指定日 (H31.4.1)</div>	<p style="text-align: center;">契約</p> <p style="text-align: center;">●</p> <p style="text-align: right;">譲渡等</p> <p style="text-align: right;">▲</p>
<p>④ 資産の貸付け</p> <p>26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、31年施行日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合（一定の要件に該当するものに限ります。）における、31年施行日以後に行う当該資産の貸付け</p>	<p style="text-align: center;">契約</p> <p style="text-align: center;">●</p> <p style="text-align: center;">貸付け</p> <p style="text-align: center;">▲</p> <p style="text-align: right;">→</p>		
<p>⑤ 指定役務の提供</p> <p>26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないもので、当該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割で支払われる契約（割賦販売法に規定する前払式特定取引に係る契約のうち、指定役務の提供*に係るものをいいます。）に基づき、31年施行日以後に当該役務の提供を行う場合において、当該役務の内容が一定の要件に該当する役務の提供</p> <p>* 「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便益の提供に係る役務の提供をいいます。</p>	<p style="text-align: center;">契約</p> <p style="text-align: center;">●</p> <p style="text-align: right;">指定役務</p> <p style="text-align: right;">▲</p>		
<p>⑥ 予約販売に係る書籍等</p> <p>31年指定日前に締結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡する書籍その他の物品に係る対価を31年施行日前に領収している場合で、その譲渡が31年施行日以後に行われるもの（軽減対象資産の譲渡等を除きます。）</p>	<p style="text-align: center;">契約</p> <p style="text-align: center;">●</p> <p style="text-align: center;">対価受領</p> <p style="text-align: center;">■</p> <p style="text-align: center;">定期供給</p> <p style="text-align: center;">▲</p> <p style="text-align: right;">→</p>		
<p>⑦ 特定新聞</p> <p>不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞で、発行者が指定する発売日が31年施行日前であるもののうち、その譲渡が31年施行日以後に行われるもの（軽減対象資産の譲渡等を除きます。）</p>	<p style="text-align: center;">指定 発売日</p> <p style="text-align: center;">■</p> <p style="text-align: right;">譲渡</p> <p style="text-align: right;">▲</p>		
<p>⑧ 通信販売</p> <p>通信販売の方法により商品を販売する事業者が、31年指定日前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、31年施行日前に申込みを受け、提示した条件に従って31年施行日以後に行われる商品の販売（軽減対象資産の譲渡等を除きます。）</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">31年指定日 (H31.4.1)</div> <p style="text-align: center;">条件提示</p> <p style="text-align: center;">■</p> <p style="text-align: center;">申込</p> <p style="text-align: center;">■</p> <p style="text-align: right;">譲渡</p> <p style="text-align: right;">▲</p>		
<p>⑨ 有料老人ホーム</p> <p>26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した有料老人ホームに係る終身入居契約（入居期間中の介護料金が入居一時金として支払われるなど一定の要件を満たすものに限ります。）に基づき、31年施行日前から同日以後引き続き介護に係る役務の提供を行っている場合における、31年施行日以後に行われる当該入居一時金に対応する役務の提供</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">26年指定日 (H25.10.1)</div>	<p style="text-align: center;">契約</p> <p style="text-align: center;">●</p> <p style="text-align: center;">介護 サービス</p> <p style="text-align: center;">▲</p> <p style="text-align: right;">→</p>	
<p>⑩ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に規定する再商品化等</p> <p>家電リサイクル法に規定する製造業者等が、同法に規定する特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に係る対価を31年施行日前に領収している場合（同法の規定に基づき小売業者が領収している場合も含みます。）で、当該対価の領収に係る再商品化等が31年施行日以後に行われるもの</p>	<p style="text-align: center;">対価受領</p> <p style="text-align: center;">■</p> <p style="text-align: right;">再商品化等</p> <p style="text-align: right;">▲</p>		

※ 上記以外にも、「リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置」などの経過措置が設けられています。

千葉県から法人の事業税及び法人の県民税の申告書送付物の見直しのお知らせ

日頃から本県の税務行政に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

県から送付しております法人の事業税及び法人の県民税の申告等につきましては、皆様の利用状況を踏まえて見直しを行い、来年度から以下の様式を送付させていただくこととしました。

あわせて、申告書に添付している納付書を2部とし、中間申告及び見込み納付にも対応できるようにいたしました。

様式名	様式番号
確定申告書（予定申告書）	第6号様式（第6号の3様式）
第6号（6号の3）様式記載要項	――
大法人電子申告義務化について	――
所得金額に関する計算書	第6号様式別表5
欠損金額及び災害損失金の控除明細書	第6号様式別表9
分割基準明細書	第10号様式

申告等の様式は、千葉県ホームページからダウンロードすることもできます。

<http://stg2.chp.pb1.pref.chiba.1g.jp/zeimu/tetsuzuki/houjin2.htm1>

ダウンロードできない場合等は、県税事務所にご連絡ください。 館山県税事務所0470(22)7117

法人会の動き <small>平成30年1月以降の当面の事業・予定</small>		
月日	事業・会議	会場
1.10(木)	総務委員会	法青会館
1.11(金)	租税教室（絵はがきコンクール募集）	鋸南小学校
1.16(水)	決算説明会	鴨川市役所7階会議室
1.16(水)	租税教室（絵はがきコンクール募集）	千倉小学校
1.17(木) ～19(土)	生活習慣病健康診断 1日人間ドック	鴨川市民会館(17日) 館山商工会館(18・19日)
1.17(水)	決算説明会	法青会館
1.25(金)	地域社会貢献事業・事前準備	丸山公民館
1.26(土)	地域社会貢献事業・事前準備 （いちごプロジェクト・節電対策PR）	丸山公民館
1.27(日)	地域社会貢献事業 （いちごプロジェクト・節電対策PR） 館山市・若潮マラソン会場にて	館山市民運動場
2.4(月)	絵はがきコンクール審査会	法青会館
2.13(水)	税務署・青年部会チャリティボーリング大会	館山ヤングボール
2.18(月)	e-Taxによる確定申告の早期提出 館山税務懇話会（法人会会長ほか）	館山税務署
3.15(金)	青連協30周年記念大会	ポートプラザちば
3.18(月)	決算説明会	鴨川市役所7階会議室
3.19(火)	理事会	館山シーサイドホテル
3.20(水)	決算説明会	館山市コミュニティセンター
3.26(火)	女性部会役員会（幹事以上）	法青会館

国立印刷局

NHKホール 東京タワー



(有)富崎館
八代八重子
館山地区地区長

十月の初め、早朝の出発にもかかわらず、皆さん元気に集合して、顔馴染みのガイドさんと東京へ向かいました。

最初の印刷局、お金を造るから造幣局と思いきや、お金を刷るから印刷局で有る事を初めて知りました。さすが!! 見覚えの有るお札を見つけて、「あつこれ知ってる」

室内を隠して有ったカーテンを上げると、印刷所。機械の間に人間がチラホラで、機械の流れを見守るだけ。

印刷されて出てきた紙は、裁断され、私達の見慣れたお札になり、数回の人間の確認を経て銀行へ。私が見ていて

もお金と思えないから、工場で働く方も印刷物位にしかな思つてないのかな。

ふうつと息つぎした緑の庭。戦争をくぐりぬけた建物の一部が残されており、時代の流れを感じました。

さあ! 楽しみにしていたお昼。東京タワーの真下に静かな緑の中に有る料亭「うかい」で、美味しい最適な時間を過ごせました。最後のNHKは、色々な番組とその俳優さん達に囲まれた通路を通りつつ、各スタジオや、その裏側を見る部屋を通り、親しみつつ外に出ると、暮れの紅白の舞台、NHKホールが目の前に。ここ見たいナと思いつつ、そろそろ陽がかったむき始めた都会を後にしました。

お疲れモードの車中でしたが、私達よりもお疲れだった局長さん、飯田さん、お陰様で楽しい一日を過ごすことができました。ありがとうございました。

イタリアの版画家・画家 エドアルド・キヨッソーネ

明治8年大蔵省紙幣寮（現国立印刷局）の招きで、イタリアより紙幣印刷の技術を教えるため来日、16年間奉職。この間、政府の依頼で明治天皇や西郷隆盛の肖像画を描いている。



エドアルド・キヨッソーネによる西郷隆盛のコンテ画。ただし、キヨッソーネは西郷の顔を見たことがない。西郷の親戚を参考に想像で描写。



東京都北区王子
独立行政法人 国立印刷局玄関前

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。



電子申告で
効率UP!

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の
提出省略

還付が
スピーディー



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

検索

「エコノミークラス症候群」の発症が広がり、様々な呼び方が

医療ジャーナリスト 大谷 克 弥

「ロングフライト症候群」や「旅行者血栓症」も同じ病名

この病気は、飛行機で狭いシートのエコノミークラスに長時間座ると、目的地に着いた時に体調を悪くし、場合によっては死に至ることもあると、警告されてきました。日本で一躍クローズアップされたのは、サッカーの元日本代表で、Jリーグの得点王に輝いたこともある高原直泰選手が2002年、フランス遠征から帰国した直後に緊急入院したからです。

医学的な説明をすると、窮屈な姿勢で長くいると脚部の血流が悪くなり、足の奥深い静脈に血の塊ができる「深部静脈血栓症」になります。軽症であれば太ももにむくみができる程度で済みますが、怖いのはその血栓が心臓を経由して肺に飛ぶことです。肺の血管が詰まって、「急性肺血栓塞栓症」とか「急性肺動脈血栓塞栓症」とかの病名がつき、呼吸困難から心肺停止、死亡へと進む確率が高くなります。深部静脈血栓症の延長なので、2つ合わせて「静

脈血栓塞栓症」とも言います。

次に症候群とは、医学上は「同時に起こる一群の症状」とされていますが、これを英語のシンドロームにすると社会現象として頻繁に使われる言葉です。従ってエコノミークラス症候群も、言葉の綾で人を引きつけ、分かりやすく注意を促しているとも言えます。実はこの病気は、エコノミークラスだけでなく、ビジネスクラスでもファーストクラスでも起きていました。高原選手もビジネスクラスに乗り、フランスの空港では軽い胸痛だったのに、帰国して2日後に激痛に転じたそうです。

エコノミークラスを使ったことについて日本旅行医学会は、意表を突く言葉で病気の恐ろしさを周知させたと、高く評価しました。その上で、ネーミングとしては実態に即した「ロングフライト症候群」がより適切、との見解を示しています。

また、この病気は飛行機だけで発症するものではありません。長い時間にならなると乗車する夜行列車や費用が安

いので重宝されている長距離深夜バスでも起きています。そこで乗り物よりも人間をメーンにすべきと、「旅行者血栓症」とも呼ばれています。これだけ沢山の名前を持つ病気はまずありません。さらにスマホ夢中間にも

大きな地震や豪雨の被害にあった地域では、学校の体育館や講堂などが避難所として使用されますが、そこで「エコノミー症候群」が多発している、と大きく報じられていることはご存じでしょう。こうした場合、エコノミークラスのクラスは通常カットされます。そして、広い室内で雑魚寝状態になるのを嫌い、マイカーを運動場に停め、そこで車中泊をする人たちにも同じ病気が発生しています。つまりこの病気は、不自由な姿勢で長時間いると、どこでも起きることを示しています。

このほか近年、強く警告されているのは一般のオフィスでの発症です。ほぼ全てのデスクにパソコンが配置され、同じ姿勢で画面と向き合うことが必然になったIT社会の宿命でしょうか。休憩時間を設けて軽い体操をさせる企業も多くなりましたが、重要な仕事も中断されるので、難しいところですね。さらに厄介なのは、ネットゲームやSNSに夢中になり、同じ姿勢でスマホを手放さない若者にも波及していることです。

脚部に血栓ができやすくなるのは、足の運動不足と乾燥が主たる原因と言われています。ですから乗り物でもオ

フィスでも、こまめに足を動かし、水分の補給が大切なのです。飛行機ではトイレに立つと足の運動にもなるのですが、エコノミークラスの窓際や中央部の席に座ると、隣席の人に迷惑がかかること我慢をする人が多いので、そのこともネーミングに使われる理由になりました。国際線ではペットボトルの持ち込み制限はありますが、ともかく知恵を絞って水を飲むべきです。

血栓のできやすい場所は、太ももの付け根と膝の裏側です。これはパソコン職場でも同じなので、できるだけその部分を重点にマッサージすると予防に役立ちます。何よりも血栓が脚部にとどまり、肺に飛ばないように心がけること。初期症状は軽い胸の痛みや動悸、呼吸困難、冷や汗などですから、違和感があれば専門医による速やかな治療が重要になります。

肺に飛び火することが知られてきて、死亡率は10万人あたり3人前後と際立って高くはありませんが、前段階の足に血栓のできる患者は年ごとに増加していると推定されています。「足は第2の脳」と呼ばれていることをご存じですか。脚部の筋力は、全身に血液を送る心臓のポンプ機能を補助しているからです。普段から努めて足をいたわりましょう。

「筆者紹介」
大谷克弥(おおたに・かつや)

医療ジャーナリスト。東北福祉大学講師。日本医学ジャーナリスト協会会員。読売新聞社出身で、在職中に長期連載「医療ルネサンス」を創設。現在はフリーで、著作、講演活動などに従事。

新しく会員になられた皆さんです。 — よろしくお願ひします —

平成30年12月31日現在(順不同・敬称略)

支部名	法人名	代表者	所在地	電話	業種
北条第1	田村健一税理士事務所	田村 健一	館山市北条1772-2 ミモザガーデン102	0470(24)5661	税理士
北条第2	(株)八重正	相川 正治	館山市安東521	0470(22)9950	障害福祉サービス
北条第3	(有)ザプランナー	相楽 行孝	館山市高井430	0470(24)2913	コンサルタント業
	(有)みなと接骨院	波々壁宏明	館山市湊28	0470(23)0808	接骨院
	鈴木弘明税理士事務所	鈴木 弘明	館山市北条2262-14	0470(22)0847	税理士
	寺子屋(株)	寺西 英二	館山市湊3-1 シャンスメゾン109	0470(49)5432	社会福祉
	VMV(同)	青木 秀	館山市湊136-1	090(2743)4932	宿泊業
	(株)I.N.S	飯田 晴夫	館山市八幡464-2	0470(25)7050	保険代理店
那古船形三芳	三芳郵便局	代田 賢児	南房総市本織373	0470(36)2941	金融・通信業
	千辰開発(株)	白幡 進	館山市正木1903	0470(20)5522	建設業
	(有)森武自動車	森 賢司	館山市正木645-3	0470(27)5555	自動車修理業
富浦	(有)五光	高木 直樹	南房総市富浦町多田良674-6	0470(33)3788	サービス業
富山	岩井郵便局	山ノ井賢一	南房総市市部105-5	0470(57)2000	金融・通信業
	(有)川きん	川寄 敬	南房総市久枝749	0470(57)2150	旅館業
勝山	(株)宝生	高橋 賢一	鋸南町勝山54	0470(55)2777	釣り船
	勝山郵便局	富永 雅人	鋸南町勝山426	0470(55)0001	金融・通信業
	川名一江税理士事務所	川名 一江	鋸南町勝山291-2	0470(55)3757	税理士
白浜	白浜郵便局	山口 光	南房総市白浜町乙浜300-1	0470(38)2941	金融・通信業
千倉	(株)インターコムR&Dセンター	高橋 啓介	南房総市千倉町平館759-1	0470(28)5666	ソフトウェア業
	七浦郵便局	山口 義統	南房総市千倉町大川332-1	0470(43)8911	金融・通信業
	宗教法人 東仙寺	山口 修岳	南房総市千倉町南朝夷1355	0470(44)2558	寺院
和田	(株)エムエスフーズ	庄司 義則	南房総市和田町仁我浦958-2	0470(47)2450	冷凍食品加工販売業
	(同)ファームイケダ	池田 美香	南房総市和田町下三原1043	0470(47)3789	酪農業
江見	鴨川IBASE(株)	大川三喜男	鴨川市江見青木570-1	090(5328)8240	医療コンサルタント
鴨川中央	(株)ワタレイフーズ	渡邊 克拓	鴨川市大里2-1	04(7092)5659	水産食料品
	若葉テクノサービス	渡邊 泰	鴨川市坂東805-8	04(7093)0329	総合ビルメンテナンス
	コウヨウ備工	齊藤 廣	鴨川市太尾386-13	04(7093)6937	建築業
鴨川北	(株)アクアマリン鴨川	屋代 永久	鴨川市東町666	04(7094)4100	介護施設
	外谷勝視税理士事務所	外谷 勝視	鴨川市八色381	04(7094)5068	税理士
天津小湊	(有)フジキキ	塩谷 正行	鴨川市浜萩990-1	04(7099)5211	自動車販売修理

税を考える週間行事で税務街頭広報

11月14日イオン鴨川・15日イオン館山で
税を考える週間行事として税の意義をピーアール

国の財政と消費税の役割

消費税の軽減税率制度

中学生による「税の作文」優秀作品の紹介

中学生の税に関する標語優秀作品の紹介

絵はがきコンクール、ティッシュの配布など

館山税務署・法人会・青色申告会・間税会・納連が共同で実施

イオン鴨川



イオン館山

**恒例 e-Tax軍団
税務署幹部が
武者行列に参加**

毎年10月
第3土曜日に
開催



左から、松元総務課長、
元川個1統括官、柿菌署長、明石法1統括官。

青年部会が租税教育活動

税金クイズに500人余が参加
11月25日(日) 千倉漁村センター周辺広場



景品は、エンピツ・
うまい棒(菓子)

編集後記

過ぎた年は大水や大雨、米国などでも山火事があり、自然災害がことさら印象に残りました。印象に残ったと言えば新聞報道ですが、8月山口県周防大島町で行方不明となった男児を山中で発見し、「スーパーボランティア」と呼ばれた尾畠春夫さんは、大切にしている言葉を一筆、とお願ひすると、「絆」と書き、その後「朝は必ず来る命は一つ 人生は一度 一步前進 一期一会 人を大きく 己を小さく 人にやさしく 己にきびしく」と書いたという。見返りに何を送っても、水とお茶以外は受け取らない態度といい、日常日々での実践に裏打ちされた見事な「生きざま」を見た思いです。
会員企業の皆様にとって本年が、繁栄のうちに自然災害や人災のない平穏で明るい年でありますようお祈り申し上げます。

会 報 第117号
発行年 平成31年1月15日
発行責任者 本間 亨
編集責任者 友野 修
発行 者 (公社) 館山法人会
電 話 0470-22-1389
F A X 0470-23-3195

今年も社会貢献活動

女性部会が主導

1月27日(日) 館山若潮マラソン会場で

昨年同様「無理なく節電」パンフレットに
焼き芋・お汁粉を添えPR
焼き芋 325キロ、お汁粉の餡 200キロ
もち 80キロ 9000人分用意



【表紙】

安房國一之宮 旧官幣大社 安房神社 創建(伝)初代神武天皇初年

本社御祭神 (上の宮)
日本産業総祖神 天太玉命 (あめのたまののみこと)
相殿・后神 天比理刀咩命 (あめのひりしめのみこと)
日本武道祖神 天忍日命 (天太玉命御弟神) (あめのおしひのみこと)

摂社御祭神 (下の宮)
房総開拓の神 天富命 (天太玉命御孫神) (あめのとみののみこと)
天忍日命 (天太玉命御弟神) (あめのおしひのみこと)

「古語拾遺」や「先代旧事本紀」といった書物によれば、安房神社の始まりは2678年前にさかのぼるといふ。「古語拾遺」によると神武天皇即位の初年、帝の命を受けた天富命(あめのとみののみこと)が沃土を求めて阿波忌部(あわのいんべ)を率いて東国に赴き、殖産のために麻や穀(紙の原料)などを栽培させ産地を広がっていった。開拓を終えた天富命は無事成し遂げられたのも祖先の御加護によるものだと考え、祖父にあたる天太玉命をお祀りして祖先の恵みに感謝した。その後「安房忌部家系乃図」によれば、元正天皇の養老元年(717)に、最初の上陸地房総最南端布良から、現在の場所へと天太玉命を奉斎し、同時に天富命も下の宮に祀ったといふ。

上の宮の御祭神である天太玉命は、天照大神の重臣で、天照大神が天岩戸にお隠れになった時には、大神の出御のために活躍した神であり、また子孫にものをつくる技術に長けた神が多かったことから、産業の総祖神としてその神徳を世に顕わしている。現在は安房全域をはじめ上総・下総・関東地方の信仰を集めており、交通安全・厄除開運・家内安全・商売繁盛などを願う人々がこの地を訪れている。

主な祭典 歳旦祭 1月1日 例祭 8月10日 国司祭 9月中旬 除夜祭 12月31日
超金運アップのパワースポットとして知られ、日本三大金運神社となっている。
日本三大金運神社 安房神社(千葉県館山市) 金劔社(石川県白山市) 新屋山神社奥宮(山梨県富士吉田市)

千葉県館山市大神宮589 電話0470(28)0034